

清水 清一郎

衆議院 予算委員会第5文科会
質問報告書「修正タイムダラー制」

平成十九年3月1日（木曜日）午前9時開議

○実川主査 これにて赤羽一嘉君の質疑は終了いたしました。

次に、清水清一郎君。

○清水（清）分科員 自由民主党の清水清一郎であります。

本日は、柳澤大臣の出席をいただきまして、予算委員会で質問をさせていただく機会をいただきまして、心からありがたく存じております。

私は、将来の介護に対する国家負担の軽減と介護の質の確保につきまして提案を申し上げ、関連して五つの質問をさせていただきたいと存じます。提案型でございますので、私の一人おしゃべりのような状態になりますことを前もってお許しいただきたいと存じます。

まず第一に、私自身がベビーブームの中心に位置するということがございまして、二〇二五年の介護に要する給付は国全体でいかほどになると予想されておられますか、お伺いをいたします。

○阿曾沼政府参考人 お答えをいたします。

二〇二五年度におきます介護保険の給付費でございますが、平成十八年五月の「社会保障の給付と負担の見通し」によりまして、約十七兆円というふうになると推計されております。

○清水（清）分科員 改革をいろいろなとった上で十七兆円になるということでございますね。改革をしなければ二十兆円ということになるわけでございますが。

現在、我が国の介護に関して、要介護の範囲をこれから五の五段階、また、要介助の段階を二から二の二段階に分けております。そして、おのおのについて介護保険から、身体介護に對しましては、三十分以上一時間未満の場合四千二十円、一時間以上は五千八百四十円で、三十分ごとに八百三十円が加算されていくというわけでございます。生活支援につきましても、三十分以上一時間未満までは二千八十円とし、一時間以上二時間未満は二千九百十円ということになっていくわけでございます。私は、こうした介護関連の給付を、新しい仕組みを導入することによりまして、ある程度軽減したい、こう思っているわけでございます。

年金も医療も介護も、これから大幅に負担の絶対額が拡大してまいります。その中で、医療は削りにくい、また、年金も削ってもらいたくはありません。しかし、介護だけは、普通の人間が関与することによって、負担の増加を抑制できる分野ではないでしょうか。少なくとも私自身が経験をした分野でもご

ざいますし、私も人並みに親の介護というものを、五年経験してまいりました。その経験から、今後の日本の介護について提案をしてみたいと思います。

年金、医療、介護など社会保障の充実が国民すべての望むところであり、将来の不確実性が日常生活の中で不定愁訴となっておりまして、施設サービスと在宅サービスを合わせた利用者は、平成十八年、二〇〇六年で約三百五十万人になっておりますが、二〇二五年には何万人ぐらになると試算しておりますので、どうか、お伺いをいたします。

○阿曾沼政府参考人 お答えを申し上げます。

二〇二五年度におきます介護保険の施設、在宅を合わせましたサービスの受給者でございますけれども、施設サービスで約百万人、在宅サービスで約五百万人、計六百万人と推計されております。

○清水（清）分科員 ありがとうございます。

少子化が進展し、高齢者がピークに達する二〇二五年には、約六百万人の方々が介護のサービスを受け、一年間で十七兆円にも上る負担を国民全体でしていかなければならないわけでありまして、この額を、大げさに言えばですが二割方軽減する方法があるとするれば、政府は絶対採用する必要があると思えますが、いかがでしょうかという、この質問には答えられないということでございますので、このための施策を提案したいと存じます。

別紙を皆様方のお手元に配ってございますので、御参照の上、この制度を全国へ普及するための、政府、地方自治体一体となった事業を御説明申し上げます。

今、仮に、ある地域で、年齢差により運動能力などに差のある民間人が、ある約束事を互いに履行することを中心概念として組織をつくるとします。その中心概念とは、介護を必要とする構成員Aと介護サービスを提供する構成員Bとの間で、BがAの介護を週に二回、二時間ずつ実行したとします。Bはこの組織に四時間、二回掛ける二時間の時間を預託したとすると、Bみずからまたは配偶者その他の者が介護が必要になったときに、当該集団の別のメンバーから四時間分の同種の介護サービスを返していただくという権利を持つということでございます。この場合、Bの時間預託は、介護サービスを提供した一時間分をポイントとして積み立てることになります。この例では四ポイントということになります。

皆様御案内のとおり、これは時間預託とかタイムダラーなどの類似の制度でございます。実は私は、平成五年、ワシントンのエドガー・カーン博士の自宅で、この制度につきましてお話を伺いしてまい

りました。カーン博士は、アメリカでこのタイムダラー制の特許をとった方でございますが、博士が申しますのに、介護の問題は、アメリカ合衆国といえども、国がすべてこれを行うとすれば、財政破綻をしてしまうでしょうと言われました。また、相身互いの観念の残る日本でこそ成功するでしょうと言われました。

私は、その後、自分に返る福祉、自分のために積み立てる介護というキャッチフレーズで、選挙の公約として訴えてまいりました。ところが、現実に組織をつくろうとすると、大きな経済的な支障があります。

ここから私のオリジナルになるわけでございますが、この概要を一言で言えば、カーン博士のタイムダラー制度の修正版でございます。

具体的には、先ほどの例で、Aは公的介護の一般的単価の半額、例えば、身体介護をした場合に一時間未満で四千二百円のところを二千円ということになります。ですから、Aは二千円を当該集団に支弁する。当該集団は、Bの将来の給付要求の担保として、このお金を基金として設立します。そして、生活支援などの場合は一時間につき千円といたします。この基金の運用はしないこととします。

介護の現場においては、介護度の高い高齢者は専門的技術を持つ看護師や介護施設に任せることとし、要介護一から三程度の方々を対象とすることによって一般の人が参加しやすくし、そのことによって将来のマンパワーの不足をある程度補うことになると思います。

加えて、介護度五の方でも、私の経験では実は寝たきりの人などは介護がしやすいものですから、ボランティアの方でも可能となります。この場合には介護保険からの支給を受け、時間を倍にして使う。つまり、四千二百円をいただいてBは二時間お手伝いをする。四千円をいただいて二時間ですから、二千円ずつの四千円ということになります。つまりは倍に使うことが可能になるわけでございます。

もちろん、こういった現金を支弁する例は、介護の受給者が前もってポイントをとめていない場合でありまして、ポイントを持つ方々は、このポイント消費することにより、無料で介護サービスを受けることができます。イメージは多分皆さんも持ちただと思います。

この時間預託のポイントは、一ポイントを千円とし、当該サービス提供者の名義で積み立てられ、これは自由に引き出すことができます。ただし、引き出しは原則として、介護または介助のサービスとして、他のサービス提供会員によって提供されるサービスとして受け取ります。ここが、自分のために積み立てる、自分に返ってくる介護たるゆえんでござ

います。

つまり、Aが五十代半ばから七十五まで二十年間、約四千時間、週に二回、二時間として、五十二週が七十五歳で要介護の状態に至ったと仮定いたします。介護保険で受けられる介護に加えて、十年間で毎年四百時間ずつ、ただで受けられる介護がそこに出てくるわけでございます。

もちろん、御自身が健康で使う必要がない場合には、配偶者または親のために、あるいは兄弟や子供のためにも使えるということになります。ただし、相続はできないということになります。基本が助け合いの目的なので、基金もそのまま当該組織の財産となります。

次に、まだまだ問題があります。

実際にこうした組織を立ち上げるにはまず仲間づくりでございますが、実際はお金集めが必要になります。事務所を借り、そして電話を少なくとも二、三本入れます。車は二、三台借りるか買うかしなければなりません。理想があってもこの段階で停滞してしまう例が多いのです。

そこで、私は、国の予算を入れて、自治体の人的資源を投入し、三、四年でNPOを立ち上げる自治体の事業、これを国が手助けする方法を提案いたします。十年前に私が提案しましたら、NPOに予算を使うことは憲法上できないと言われましたが、自治体に補助金を出すということであれば、多分、事業として成り立つのではないかと、こう思っているわけでございます。

法律は時限立法で五年間、補助は三年間とします。つまりは、補助金を初年度に受けた自治体は三年目までで終わり、二年目から受けた自治体は四年目まで、三年目から補助金を受けた自治体は五年目で終わるといふこととなります。

設立から丸三年でNPOの運営を軌道に乗せることを目的とし、当該自治体の職員が、NPO設立のための啓蒙活動から、集会用のパンフレット制作、説明会の開催、会員募集など、運営が軌道に乗るまでの事業を行い、軌道に乗った後はNPOとして独立し、自治体とは切り離します。また、その間の職員の給料は自治体が負担することとし、なお、この事業は自治体に強制するものではありません。

国の補助金は、次の基準を目安といたします。

人口三万人以下の市町村は、人口一万人当たり一千万円。人口三万人以上五万人未満の市町は、人口一万人当たり八百万円。人口五万人以上十万人未満の市町は、人口一万人当たり六百万円。人口十万人以上二十万人未満の市は、人口一万人当たり五百万円。人口二十万人以上の市は、人口一万人当たり三百万円。なお、政令指定都市は除くものとし、また、

立ち上げから寄附金の供与が受けられるように認定をし、かつ寄附金の所得控除または税額控除は初年度から認める特区または特例をつくるものとします。NPOの総務的な役割を果たす人々の給料を捻出する必要があるため、サービスマン提供会員は入会時に一万円、年会費一万円、サービスマン提供会員は月ごとに千円を支払うことといたします。

また、NPOを全国ネットでネットワーク化し、現実にはこれはもう全国ネットができております。ただ、それが普及しないので、私は、普及できるように、国の施策で自治体の事業として進めることを提案しているわけでございます。

ですから、東京でポイントをとめた方が、田舎が九州で、田舎に帰ってお父さんの世話をしなきゃいかぬ、そのお父さんの介護のためにこのポイントが使えらるという制度にしたいと思っております。

さらに、身体介護にかかわる方々には、少なくともホームヘルパー二級以上の資格を義務づけることとし、介護サービスマン提供中の万々に備えまして、会員は民間保険に入ることといたします。

今まで述べてきたような基準で、全国の千八百十一自治体、現在そうだと思いますが、全自治体が補助金を要求した場合の国の負担額は、年間およそ七百二十億でございます。三年間の合計で見ても二百億円余りになると試算しておりますが、私の試算では、この効果は兆円単位で出てくるものと考えております。

同時に、団塊の世代以降の人たちが、定年後、男性の三割、女性の四割がこういった組織に参加したと仮定して、平均十年で四千時間をためたとした場合、どの程度の介護に要する国の負担が軽減されるか、実は厚生労働省の協力をいただきまして試算をしてみましたわけでございますが、そのすべてを身体介護に費やした場合、実は一年間で一・七兆円軽減できます。十年間で十七兆円。また、逆にそのすべてを生活支援に費やした場合、年間で八千八百億円、十年間で八・八兆円、こんな大きな数字に上ることが計算されるわけでございます。もちろん、やる気で国と市町村が始めて、そして日本人の多くの方々が協力してこれができるわけでございますけれども、こういった方法だということを申し上げます。その上、このシステムが本当に万全なものとして動き出すと、つまりは受給者と提供者のバランスがとれ出すと、その参加人数の規模の中で、もし大変な数が参加した場合でございますが、この中では無料の介護ということが、あるいは無料に近い介護というものが実現します。

もともと介護は選ぶことのできる福祉でございます。契約による福祉でございます。民間の企業による介護、社会福祉協議会に代表される官による介護、

そして介護保険の二倍のサービスマン利用が可能なボランティアによる、いわば公による介護、この三つの介護の間に競争が起こってまいります。ここに本当の問題があることはあるんですが、このことが介護の質を保持し、価額の高騰を防ぎ、マンパワーの不足を補います。そして、こうしたメカニズムを通じて公的介護費用の軽減が実現されるわけでございますが、この施策についてどのように評価されるでしょうか、お伺いをいたします。

○阿曾沼政府参考人 お答えを申し上げます。

団塊の世代が大量に退職するということが見込まれておりますので、こうしたマンパワーを介護の分野でも、専門職と適切に役割分担をしながら積極的に活用するということは、先生の御指摘のとおり、大事なことだというふうに認識をいたしております。昨年のお末に決定されました再チャレンジャー支援総合プランにおきましても、高齢者、団塊世代の活躍の場を拡大するという観点から、高齢者、団塊世代の再チャレンジャー支援のための簡易な資格制度として介護サポーターを創設することが行動計画にも明記をされております。

私ども、その具体化に当たりましては、今後、具体的な介護マンパワーの需給の問題、それから費用対効果はどうであろうか、さらには、こうした業務に従事する方々の研修内容をどういうふうな程度にすべきなのか、また、どのような介護業務を対象とすることが可能かなど、そういう多くの検討すべき課題があるわけでございます。

御指摘いただきました時間預託の制度でございますが、この制度の是非につきましては、今直ちに判断するというのは大変難しいでございますけれども、いずれにいたしましても、厚生労働省としては、高齢者、団塊世代の社会参加活動を介護分野に活用すべきだということは大変なことだと考えておりますので、今申し上げました介護サポーターの具体的方策につきまして、今後、研究事業を実施するなどして検討してまいりたいというふうに考えております。

○清水（清）分科員 ありがとうございます。方向性としては私どもの考えも余り間違っていないということが確認できたような気がいたします。

この会のメンバーには若い方々の参加も実はお願いしなければなりません。力の強い人の介護も必要なのであります。そのために、若年者のサービスマンには特典を与えます。若い方々がサービスマンを積み立てた場合、生涯には一万時間以上も積み立てることが可能であります。しかし、彼らはそんなにサービスマンを受ける可能性はありません。

そこで、若い方の場合、年齢が四十歳になるまで、実はニートという方々がもうそのぐらいになっておられるということで四十歳ということにしたのでございしますが、ポイントを単価千円で、現金で引き出すことを認めることにします。この場合、所得税を免除する特別措置をお願いしたいと存じます。

ニート、フリーターと言われる人の中にも、心優しい力持ちはおられます。彼、彼女らの社会参加の道を開く巢立ちの場にしたいのであります。生活が自立できるようにするためにも、また少子化対策の一助にもなります。賛成していただけるでしょうか、財務省にお伺いいたします。

○佐々木政府参考人 所得税の免除のお話でございます。一般論としてしかお答えできないことをお許しいただきたいと思えます。

まず、所得税の制度でございますけれども、個人所得課税は、さまざまな経済活動を通じて稼得される経済的価値、いわゆる所得に対して、税を負担する能力、担税力があるということで、その大きさに応じて負担を求めているものでございます。

公平かつ適正な課税を確保するためには、ある方の稼得するさまざまな経済的価値を漏れなく、できる限り広く、包括的にとらえることが必要であります。ということ、所得税法第三十六条におきましては、課税標準となります所得の金額に含まれるものといたしまして、収入すべき金額以外に、「金銭以外の物又は権利その他経済的価値をもつて収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的価値の価額」という規定がございまして、そういうものも所得とされるといふことでございます。

委員御提案の仕組みにつきまして、みずから労務等のサービス提供により預託したポイントに応じまして将来的に介護サービスを利用できる、あるいはポイントを現金で引き出せるという仕組みが御提案の仕組みだと思いますが、このようなポイントは、労務等のサービス提供によって稼得する、やはり経済的価値だということが考えられます。基本的には所得税の課税の対象になるものと考えております。

それを免除するということにつきましてでございますけれども、これも一般論の域を出ないのでございますけれども、政府税制調査会、個人所得課税に関する論点整理というものが平成十七年六月に出されておりますが、これにおきまして、所得税の検討の基本的な方向として、「広く公平に負担を分かち合うとの観点から、課税ベース縮小の原因となる非課税所得、各種控除のあり方を議論することが重要である。」とされておりました、御提案の非課税措置の創設につきましては、公平、中立、簡素という税制の基本的な考え方に沿いまして、十分な検討が必要

だろうと存じます。

○清水（清） 分科員 ありがとうございます。

ただ、ニートの方々というのは今まで働いていないわけですから、別に税収が減るわけではございませんし、また、余分に使える分が出てくるという使い方が多くなると思えますので、このポイント消費することににつきまして課税をしないという方向をこれから考えていただきたい、このように思っております。

ここまで修正タイムダラー制度をるる説明させていただきましたが、「美しい国、日本」には、心の美しい日本人が住んでいなければなりません。日本は相身互いの国、公共の心厚い、美しい心の国民、美しい日本のシンボルの事業として実施してみる考えはないでしょうか。財務大臣や総務大臣または関連省庁の大臣にもお諮りくださいますでしょうか、石田副大臣にお伺いをいたします。

○石田副大臣 今の委員の、みずからの介護の経験も踏まえた大変興味深い提案、このように拝聴させていただきました。

おっしゃるように、団塊の世代がこれから大量に退職をされるわけでありませけれども、こうしたマンパワーを、介護の分野においても、専門職と適切な役割分担を図って積極的に活用していくということは、私は大変重要だと思っております。

考えてみましたら、委員も途中でおっしゃいましたけれども、年金とか医療の分野には、ボランティアが入っていくのはなかなか難しいわけですね。ですから、介護の分野については比較的、簡便な資格をとっていただくとかそういうことはあるかもしれない分野は多い、こういうふうに思っております。

御指摘の時間預託制度の具体的な実現に当たっては多くの検討すべき課題があり、この時点でお答えするということは大変難しいと思えます。しかし、いずれにしても、厚生労働省といたしましては、高齢者、団塊世代の社会参加活動などにより効率的に介護ニーズに対応することは重要である、こういうふうな認識をいたしておりますので、関係省庁とも連携しながら取り組んでまいりたい、このように考えております。

○清水（清） 分科員 ありがとうございます。さすが福祉の党あるいは生活者の党、公明党の石田副大臣のお言葉でございました。前向きな含みのある答弁と受け取らせていただきます。ありがとうございます。

実は、柳澤大臣にもお答えいただきましたかかったんで

すが、こういうお答えを積極的にいただく運が開けるのではないかと思つて用意したんですが、残念でございます。また次の機会にします。

改めまして、ここまで申し上げました修正タイムダラー制度の長所について簡単に述べてみたいと思ひます。

日本人の心の美しきなしには実現不可能な制度であります。つまり、第一に、介護の質を保ち、価額の高騰を防ぐ、選択できる福祉、契約による福祉が現実のものとなります。第二に、自分に返る介護、積み立てる福祉であります。必然的に老後に備え、安心の連帯感を醸し出します。第三に、マンパワーの不足を補います。第四に、国の財政を救います。

第五に、地域社会を潤いのあるものにいたします。第六に、「美しい国、日本」のシンボリックな事業となり得、そこに住む日本人の心の美しさが十分に発揮され、外国にもアピールできるといふことであります。第七に、ニート、フリーターの生活自立を促し、社会参加の契機となる。第八に、障害者の親亡き後のケアも可能となります。第九に、修正タイムダラー制度により、公的介護保険を使い切らないで余らせる人が出てくる。第十に、施設介護の割合を引き下げ、施設建設費等の国家の負担も軽減する。そして最後に、大量に定年退職する団塊の世代にも働きしてもらつたなど、生きがいを用意することにもなります。

最後に、総理に、今後の社会保障への取り組みについて決意をお伺いしたいところでありますけれども、時間になりましたので、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。